

議案第 7 号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

子どもや家庭が抱える様々な課題に対し、一体的かつ機動的に対応する体制として、子どもえがお部を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成 14 年羽曳野市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) こどもえがお部

第 2 条第 14 号及び第 15 号を削る。

第 4 条第 1 号中「社会福祉」の次に「(児童福祉を除く。)」を加える。

第 11 条を第 12 条とし、第 5 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(こどもえがお部の事務)

第 5 条 こどもえがお部においては、次に掲げる事務を所管する。

(1) 子ども・子育て支援に関すること。

(2) 児童福祉に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) こどもえがお部</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>(市長公室の事務)</p> <p>第 2 条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(保健福祉部の事務)</p> <p>第 4 条 保健福祉部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1) 社会福祉<u>(児童福祉を除く。)</u>に関すること。</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p><u>(こどもえがお部の事務)</u></p> <p><u>第 5 条 こどもえがお部においては、次に掲げる事務を所管する。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童福祉に関すること。</u></p> <p><u>第 6 条 省略</u></p> <p><u>第 7 条 省略</u></p> <p><u>第 8 条 省略</u></p> <p><u>第 9 条 省略</u></p> <p><u>第 10 条 省略</u></p> <p><u>第 11 条 省略</u></p> <p><u>第 12 条 省略</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>(市長公室の事務)</p> <p>第 2 条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 子ども・子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(15) 児童福祉に関すること。</u></p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(保健福祉部の事務)</p> <p>第 4 条 保健福祉部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p><u>第 5 条 省略</u></p> <p><u>第 6 条 省略</u></p> <p><u>第 7 条 省略</u></p> <p><u>第 8 条 省略</u></p> <p><u>第 9 条 省略</u></p> <p><u>第 10 条 省略</u></p> <p><u>第 11 条 省略</u></p> <p>以下省略</p>